

本パンフレットをご一読いただき、この機会にぜひ加入・保障の見直しをご検討ください！

3大疾病保障共済制度(個人型)

団体3大疾病保障保険 【契約概要・注意喚起情報】

3大疾病

所定のがん[悪性新生物]・急性心筋梗塞・脳卒中

になった場合に一時金をお支払いします(P4 参照)

※死亡・高度障害保障はありません。

<この保険のポイント>

①お手頃な掛け金！

3大疾病が対象のシンプルな保障と、全国団体のスケールメリットにより、お手頃な掛け金となっています。30歳の方が保険金額300万円を準備する場合*の掛け金（月額）は

男性：492円

女性：543円

*治療にかかる費用はさまざまですが、ベストな治療を選択できるような備えが大事です。(P2 参照)

②医師の診査は不要です！

医師の診査はなく、告知項目に該当がなければお申込みいただけます。

③「早期発見」「安心納得の治療」に役立つ付帯サービス！

加入した方であれば「人間ドック紹介予約サービス」「がんセカンドオピニオンサポートサービス」をご利用いただけます。

団体3大疾病保障保険
ご案内ムービーを
Webで公開中！



■税理士事務所の税理士・従業員とその配偶者で75歳6か月までの方がお申込みできます！

※配偶者のみで加入することはできません。(本人の加入が必要です。)

■任意加入(個人掛け)となります！

諸手続きの締切日（例月）		
手続内容	効力開始日	日本税協連福祉会事務局必着日
追加加入		
増額・減額	毎月1日	前月10日
預金口座変更		
脱退		前月20日

なお、締切日を過ぎた加入・脱退等の手続きは次回の加入日・脱退日扱いとなりますので、手続きは速やかにお願いいたします。また、締切日が土曜・日曜・祝日と重なる場合は、前営業日に繰り上がりますのでご注意ください。
更新月（5月）の締切日は、3月31日です。

申込書に所定事項をご記入のうえご提出ください。

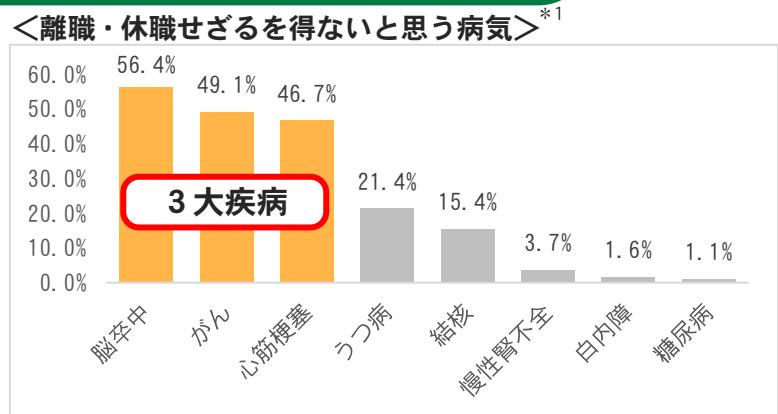
3大疾病、特にがんは大きなリスクです

①3大疾病に対する不安はありませんか？

3大疾病への備えは仕事を続けるために重要な課題です

■働く方の多くが、3大疾病に対して不安を抱いています。

■一方で、例えばがん患者の
約80.5%^{*2}は今の仕事を
続けながら治療に取り組みたいと
考えています。



*1 出典：調査対象：20～69歳の会社員 2017年11月住友生命アンケート *2 出典：東京都福祉保健局「がん患者の就労等に関する実態調査」
(平成26年5月) 調査対象は65歳以下で6か月以上前にがんと診断された従業員

②がんになるリスクについてご存知ですか？

がんになった方の約4人に1人は働く世代！

がんになった方は

年間で **約100万人**^{*3}

(男性：約57万人 女性：約43万人)

このうち **15～64歳の方**は

約25.9万人^{*3}

<男女別の部位別がん罹患数トップ5>^{*3}

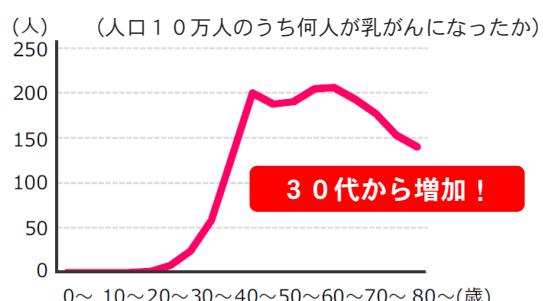
	男 性	女 性
1位	胃	16.4%
2位	前立腺	15.8%
3位	大腸	15.8%
4位	肺	14.8%
5位	肝臓	5.0%

女性特有のがんは30代から増加傾向

■女性は、**約11人に1人**^{*4}が

一生のうちに**乳がん**と診断されています。

<乳がん 年齢階級別罹患率推移>^{*4}



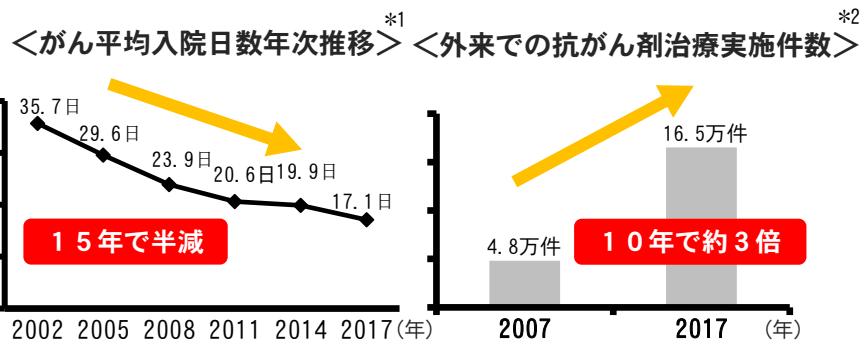
*3 出典：厚生労働省「全国がん罹患数 2016年速報」より住友生命作成 *4 出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」(2014年診断データ) より住友生命作成

③最近のがん治療の傾向についてご存知ですか？

入院治療から外来治療へ

■がんの治療のために
働きながら通院している人は
約 **3 2.5 万人**
※3

**→働きながら
治療する時代に！！**



がん治療は外来での抗がん剤治療が増加！（入院日数は減少）

*1 出典：厚生労働省「患者調査」を加工して作成 *2 出典：厚生労働省「社会医療診療行為別統計」を加工して作成 *3 出典：厚生労働省「平成 22 年国民生活基礎調査」を基に同省健康局にて特別集計したもの

④がん治療にはどれくらいの備えが必要かご存知ですか？

がんになった場合の支出は？

<がんになった場合の費用の例>

ステージⅢの大腸がんと診断。15日間入院・開腹手術を受け、退院後に半年間通院で抗がん剤治療

医療費自己負担額（高額療養費制度適用後）	45.4 万円 ^{*4}
入院時食事負担金・諸費用（入院 15 日間） ^{*4}	約 4.3 万円
差額ベッド代（希望されて個室等に入院した場合）（入院 15 日間） ^{*5}	約 11.7 万円
通院費用（タクシー利用、1回あたり 5,000 円、1か月に 2 回・半年間通院） ^{*4}	6.0 万円

<がんの部位によっては**先進医療**を受けるという選択肢も…>

先進医療とは、公的医療保険適用前の最新の診断・治療（医療技術）です！

※この制度は先進医療の受診自体は支払対象ではありませんが、この制度の保険金を先進医療の治療費等に充てることができます。

加入（保険金額）コースによっては、このような高額な治療費等もカバーできるため、ベストな治療の選択につながります。

*6

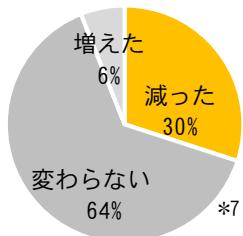
重粒子線治療 平均費用：約 313 万円 **陽子線治療 平均費用：約 271 万円**

※治療方法等によっては先進医療に該当しないときもあります。

がんになった場合の収入は？

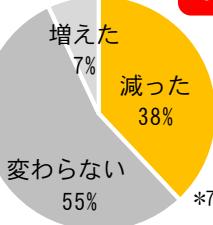
抗がん剤治療を受けた方のうち

<患者本人の個人年収>



<世帯年収>

世帯収入は
約 4 割が減少



**⇒「支出の増加」と
「収入の減少」をカバーする
保障が必要です！！**

*4 入院時の自己負担額：平成 29 年厚生労働省「社会医療診療行為別統計」を基に住友生命作成

退院後の自己負担額：株式会社医学書院「国立がん研究センター内科レジデント編『がん診療レジデントマニュアル(第 7 版)』」、金原出版株式会社「大腸癌研究会編『大腸癌治療ガイドライン 医師用 2019 年版』」、平成 29 年厚生労働省「国民健康・栄養調査」、2019 年 5 月厚生労働省ホームページを基に住友生命作成。高額療養費は標準報酬月額 28~50 万円の場合。疾病別入院日数は平成 29 年厚生労働省「患者調査」から算出

*5 出典：厚生労働省 平成 30 年 11 月「第 401 回 中央社会保険医療協議会・主な選定療養に係る報告状況」

*6 出典：厚生労働省 2014 年 1 月「第 14 回先進医療会議資料」、2019 年 1 月「第 71 回先進医療会議資料」から住友生命推計

*7 出典：住友生命「2017 年がん患者およびその家族へのアンケート調査」

●記載の内容は、2019 年 10 月現在の制度によります。今後、制度の変更に伴い、記載の内容が変わることがあります。

本パンフレットについて

■お申込みにあたって、商品内容や生命保険に関する基本的な内容（諸制度や手続き等）をご理解いただくために、本パンフレットをお渡ししています。

● 契約概要（P 3～P 6）

個別の商品内容のうち、特に重要なことを記載しています。

- ・商品のしくみと特徴
- ・主なお支払理由と制限事項
- ・保険金額、掛金、保険期間 等

● 注意喚起情報（P 7～P 9）

生命保険一般についての基本的な内容や制度などのうち、お申込みにあたって特に注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。

- ・告知義務制度
- ・保障の開始時期
- ・保険金が支払われない場合 等

● 支払に関する補足説明（P 10～P 14）

保険金をお支払いする際の事例や各保障内容の詳細を記載しています。

- ・保障内容の補足説明
- ・保険金の支払の具体例 等

ご意向（ニーズ）確認のお願い

お申込みにあたっては、本パンフレットをご覧いただき、保障内容、掛金、保険金額、保険期間、配当金の有無などが自身のご意向（ニーズ）に沿った内容となっているか、必ずご確認ください。

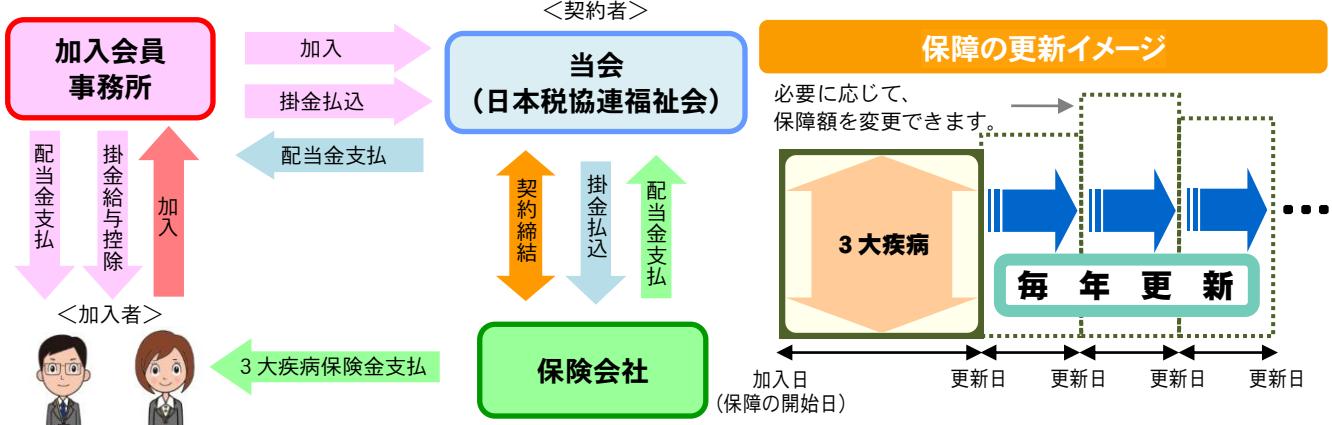


本パンフレットは次回更新日まで大切に保管してください。

契約概要

① 団体3大疾病保障保険のしくみ

- 役員・従業員などに3大疾病に対する保障をご準備いただくため、当会が契約者となり、個人の自助努力を後押しする制度です。制度の変更などによって、契約内容が変更されたり、制度自体が継続できなくなる場合があります。
- 加入対象者の中で、加入を希望される方がお申込みできます。掛金は加入者にご負担いただきます。
- 保険期間は1年ですが、更新により一定年齢までご継続いただけます。一旦加入すれば、加入対象者である限り同額もしくはそれ以下の保険金額で継続加入（更新）できます。



② 加入対象者

*年齢は2021年5月1日現在の表示

【本人】 日本税協連福祉会の会員および会員事務所の役員・従業員、事務局専従役職員で
満14歳6か月超75歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方
(パートは社会保険加入等定着性がある場合可。アルバイトは除きます。)

【配偶者】 本人の配偶者で
満16歳以上75歳6か月以下（継続加入のときは満80歳6か月以下）の方

加入対象者の生年月日はP 5 契約概要「⑤加入コースと掛金」をご確認ください。



加入に際しての留意事項がありますので、必ずご確認ください。

詳細

P 6 契約概要「加入に際しての留意事項」

③ 加入日（保障開始日）と保険期間

加入(増額)日＝保障開始日	毎月 1 日
保険期間	2021年5月1日 から 2022年4月30日までの1年間 ※保険期間最終日の翌日が更新日となり、特段のお申し出がない場合には、原則1年ごとに自動更新（継続）されます。 ※保険期間途中の加入者は、加入した日から2022年4月30日までが初年度の保険期間となります。

④ 支払われる保険金（保障の内容）

保険金	疾病	支払対象となる場合
3大疾病保険金 (注1・2)	がん 〔悪性新生物〕 (注3)	加入者が保険期間中(ただし加入日から90日以内を除く)に、生きて初めて所定のがん〔悪性新生物〕(※)になったと医師によって診断確定(注5)されたとき。
	急性心筋梗塞 (注4)	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の急性心筋梗塞(※)により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 急性心筋梗塞の治療を直接の目的とする手術(※)を受けられた。 イ. 初診日(注6)から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された。
	脳卒中	加入者が加入日以後の疾病を原因として保険期間中に発病した所定の脳卒中(※)により、次のいずれかに該当されたとき。 ア. 脳卒中の治療を直接の目的とする手術(※)を受けられた。 イ. 初診日から起算して60日以上、言語障害・運動失調・まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された。

(注1) 死亡・高度障害保障はありません。

(注2) いずれかの疾病によって保険金が支払われた時点でその加入者の保障は終了し、再加入はできません。なお、配偶者が加入されている場合には、本人の保障が終了したとき、配偶者の保障も自動的に終了します。

(注3) 上皮内新生物、悪性黒色腫以外の皮膚がん〔悪性新生物〕は支払対象となります。

(注4) 狹心症等は支払対象となります。

(注5) 診断確定とは、医師によって「病理組織学的所見(生検)等により診断確定された」ことを指します。

(注6) 初診日とは、診察・検査・治療・投薬のいずれを問わず、初めて医師にかかるて診療を受けた日をいいます。なお、何らの自他覚的症状がなく、健康診断を目的とする検査を受けたのみでは、「医師の診療を受けた」とことは該当しません。

(※)「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」について

[詳細](#)

[P 10 支払に関する補足説明](#)



■お申し出による無効の取扱い

以下のいずれかに該当する場合は、加入者から当会を通じ保険会社に申し出ることにより契約を無効とすることができます。この場合、保険金は支払われず、払込んだ掛金は返金されます。

①加入日から90日以内にがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合

この場合のお申し出の期限は、診断確定された日から1年となります。

②加入日前にがん〔悪性新生物〕と診断確定され、その事実を知らずに加入した場合

この場合のお申し出の期限は、その事実を保険会社が把握したのちに、保険会社が当会あてに無効とできる旨の通知をした日から30日となります。

※お申し出がないときは、保障を継続します。この場合、急性心筋梗塞と脳卒中の2疾病のみの保障となり、掛金の変更はありません。
※告知義務違反や重大事由により契約が解除となる場合など、無効のお申し出をできないことがあります。



保険金が支払われない場合がありますので、必ずご確認ください。

[詳細](#)

[P 8 注意喚起情報「⑤保険金が支払われない場合について」](#)

⑤ 加入コースと掛金

～ 希望に沿った保障額を準備できるよう、さまざまな
コースをご用意しております ～

内容	保険金	本人						
		配偶者						
3大疾病により、所定の条件に該当されたとき	3大疾病保険金	万円 1000	万円 700	万円 500	万円 300	万円 200	万円 100	
	15歳～35歳	男性	1,640	1,148	820	492	328	164
	S60.11.2～H18.11.1生	女性	1,810	1,267	905	543	362	181
	36歳～40歳	男性	2,740	1,918	1,370	822	548	274
	S55.11.2～S60.11.1生	女性	3,660	2,562	1,830	1,098	732	366
	41歳～45歳	男性	3,040	2,128	1,520	912	608	304
	S50.11.2～S55.11.1生	女性	4,560	3,192	2,280	1,368	912	456
	46歳～50歳	男性	4,610	3,227	2,305	1,383	922	461
	S45.11.2～S50.11.1生	女性	5,280	3,696	2,640	1,584	1,056	528
	51歳～55歳	男性	6,810	4,767	3,405	2,043	1,362	681
	S40.11.2～S45.11.1生	女性	6,470	4,529	3,235	1,941	1,294	647
	56歳～60歳	男性	10,540	7,378	5,270	3,162	2,108	1,054
	S35.11.2～S40.11.1生	女性	7,660	5,362	3,830	2,298	1,532	766
	61歳～65歳	男性	15,680	10,976	7,840	4,704	3,136	1,568
	S30.11.2～S35.11.1生	女性	9,970	6,979	4,985	2,991	1,994	997
	66歳～70歳	男性	22,510	15,757	11,255	6,753	4,502	2,251
	S25.11.2～S30.11.1生	女性	13,780	9,646	6,890	4,134	2,756	1,378
	71歳	男性	27,600	19,320	13,800	8,280	5,520	2,760
	S24.11.2～S25.11.1生	女性	16,430	11,501	8,215	4,929	3,286	1,643
	72歳	男性	29,480	20,636	14,740	8,844	5,896	2,948
	S23.11.2～S24.11.1生	女性	17,380	12,166	8,690	5,214	3,476	1,738
	73歳	男性	31,460	22,022	15,730	9,438	6,292	3,146
	S22.11.2～S23.11.1生	女性	18,380	12,866	9,190	5,514	3,676	1,838
	74歳	男性	33,530	23,471	16,765	10,059	6,706	3,353
	S21.11.2～S22.11.1生	女性	19,420	13,594	9,710	5,826	3,884	1,942
	75歳	男性	35,710	24,997	17,855	10,713	7,142	3,571
	S20.11.2～S21.11.1生	女性	20,500	14,350	10,250	6,150	4,100	2,050
	76歳	男性	38,000	26,600	19,000	11,400	7,600	3,800
	S19.11.2～S20.11.1生	女性	21,630	15,141	10,815	6,489	4,326	2,163
	77歳	男性	40,400	28,280	20,200	12,120	8,080	4,040
	S18.11.2～S19.11.1生	女性	22,810	15,967	11,405	6,843	4,562	2,281
	78歳	男性	42,920	30,044	21,460	12,876	8,584	4,292
	S17.11.2～S18.11.1生	女性	24,040	16,828	12,020	7,212	4,808	2,404
	79歳	男性	45,570	31,899	22,785	13,671	9,114	4,557
	S16.11.2～S17.11.1生	女性	25,310	17,717	12,655	7,593	5,062	2,531
	80歳	男性	48,340	33,838	24,170	14,502	9,668	4,834
	S15.11.2～S16.11.1生	女性	26,640	18,648	13,320	7,992	5,328	2,664



- 記載の掛金は確定掛金です。
 - 掛金は毎年更新日に見直されます。
 - 記載の年齢は、保険年齢を使用しています。保険年齢は、契約日（2021年5月1日）現在の年齢を満年齢で計算し、1年未満の端数について6か月を超えるものは切り上げて、6か月以下のものは切り捨てます。
 - 保険料と制度運営費を合算して掛金と記載しています。制度運営費は3大疾病保険金100万円あたり20円です。

加入に際しての留意事項があります
ので、必ずご確認ください。

P 6 契約概要 「加入に際しての留意事項」

76歳から80歳の方は、
新規加入・増額はできません。

付帯サービス

以下のサービスを無料で利用することができます。

人間ドック 紹介予約サービス	<p>○提携医療施設（全国約800機関）での人間ドックの受診を、お申し込みから予約確認まで代行するサービスです。</p> <p>○人間ドックは、通常料金の5～20%程度割引の優待料金で受診いただけます。 ※割引が適用される医療機関がない地域もあります。 ※同じ医療機関でも検査内容によっては割引が適用されない場合もあります。</p>
-------------------	--

がんセカンドオピニオン サポートサービス	○がんに特化したセカンドオピニオン対応医療機関の窓口を紹介するサービスです。 ○症状やお住まいの地域に合わせた医療機関の情報を、電話にて提供します。 ○ご紹介の対象となる医療機関は全国約3万機関（うち、がん拠点病院は約400機関）です。
-------------------------	--

セカンドオピニオン：がんのような大きな病気について、診療を受けている担当医ではなく、他の病院の医師に治療の進行状況や治療選択などの意見を求める。

※付帯サービスは、本人・配偶者とも加入者のみご利用いただけます。

※人間ドック受診料やセカンドオピニオン対応医療機関での受診料は加入者負担となります。

※付帯サービスは、株式会社ウェルネス医療情報センターが提供します。

※付帯サービスは2019年9月時点のものであり、将来予告なく変更もしくは中止することがあります。

※ご利用時の照会先は、加入後にお渡しする「ご加入内容のお知らせ」にてご連絡いたします。

⑥ 保険金の受取人、保険金の請求など

■保険金の受取人

加入者（保障の対象となる方）自身

■保険金の請求と代理請求

- ・保険金は、当会を通じて保険会社に請求します。
 - ・加入者が、傷害または疾病により請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金を請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金を請求できます。
- 代理請求人は請求時において所定の要件を満たす必要があります。

代理請求人について

P 10 支払に関する補足説明「代理請求人」

⑦ 配当金

配当金は毎年団体ごとに保険期間（1年間）の収支計算を行い、剩余金が生じた場合に支払われます。

※将来支払われる配当金は変動し、0となる可能性もあります。

※保険期間途中に脱退された場合、その脱退事由にかかわらず配当金は支払われません。



⑧ 脱退による返戻金

この制度には、加入者が脱退された場合の返戻金はありません。

詳細

P 7 注意喚起情報「④この制度から脱退する場合について」

⑨ 引受保険会社

この制度の引受保険会社は住友生命保険相互会社です。

⑩ 掛金の払込み

- a. 掛金の払込みは収納代行会社「株式会社シーエスエス」（略称C S S）に委託して、事務所ごとにご指定の金融機関預金口座より当月分掛金を当月27日（土日祝祭日の場合翌営業日）に自動的に引き落しいたします。
- b. 掛金の口座引き落しが不能のときは翌月27日（土日祝祭日の場合翌営業日）に2か月分の引き落しのご案内を行います。なお、2か月連続で払込みがない場合は、未入金月の1日に遡って本制度より自動的に脱退となり、保険効力も失われますのでご注意ください。



加入に際しての留意事項

■加入対象者ではない方は加入できません。

加入対象者について

P 3 契約概要「②加入対象者」

■万一、加入者が加入対象者ではないことが判明したときには、保険金の支払対象となる場合に該当されていても、保険金は支払われません。

■満75歳6か月を超えて継続加入される方は、保険金額を増額できません。

■配偶者が加入される場合は、以下の点にご留意ください。

- ・配偶者のみで加入することはできません。（本人の加入が必要です。）
- ・本人より高い保険金額のコースには加入できません。

税務について

■加入者が負担した保険料（配当金がある場合は配当金を差し引いた金額）は介護医療保険料控除の対象となり、所得税および住民税が軽減されます。

■受け取られた保険金は、所得税法上全額非課税となります。

※記載の内容は、2019年10月現在の税制に基づいています。今後、税制の変更に伴い、税務の取扱いが変わることがあります。

注意喚起情報

※増額を申し込む場合は、本文中の‘加入’を‘増額’と読み替えてください。

① 申込み時 クーリング・オフ制度（加入申込の撤回）について

クーリング・オフ制度の対象ではありません。クーリング・オフ制度は個人を契約者とする場合に対象となります。この商品は当会（法人）を契約者とする保険契約であるため、対象ではありません。

② 申込み時 告知に関する重要事項について

健康状態などについてありのままを正しくお知らせください（告知義務）

加入申込者には、現在および過去の健康状態などについて正しく告知していただく義務があります。加入申込書の「告知欄」に記入いただいたことが告知となります。

- ・生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って相互に保障しあう制度です。
- ・初めから健康状態の良くない方などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。
- ・加入のお申込みにあたっては、加入申込書の「告知事項欄」で生命保険会社がたずねることについて、過去の病歴、現在の健康状態など、事実をありのままに正しくお知らせ（告知）ください。

※同時に配偶者が加入される場合には、告知に関する各重要事項について、配偶者に内容を周知してください。

口頭で伝えられても告知いただいたことにはなりません

生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者など）および契約者である当会の職員などには告知を受ける権限がないため、口頭でお伝えいただけでは告知されたことにはなりません。告知にあたっては、加入申込書の「告知事項欄」を必ずご確認いただき、「告知欄」にご記入のうえご提出ください。

正しく告知されないと保険金が支払われない場合があります

告知していただくことからは、加入申込書の「告知事項欄」に記載されています。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、「告知義務違反」として保険金が支払われないことがあります。

※なお、上記の場合以外にも、加入時の状況などにより保険金が支払われない場合があります。

告知義務違反の内容が特に重大なときは、詐欺による取消しを理由として保険金が支払われないことがあります。

この場合

- ・告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなることがあります。
- ・すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。

③ 申込み時 責任開始期について

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社が加入を承諾した場合、あらかじめ定められた「加入日」から契約上の保障を開始（責任開始）します。引受保険会社の職員および契約者である当会の職員などには、保険への加入を承諾し、責任を開始させる権限はありません。

④ 加入後 この制度から脱退する場合について

■死亡された場合、保険金が支払われた場合、または以下に該当された場合、この制度から脱退となります。

本人 退職などで加入対象者ではなくなった場合

配偶者 本人が脱退された場合、または離婚などで加入対象者ではなくなった場合

※次のような場合には、脱退（加入者自身の希望による脱退は除く）した後でも、初診日が保険期間中にあれば、保険金の支払対象となることがあります。

- ・急性心筋梗塞：初診日から60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと診断された場合
- ・脳卒中：初診日から60日以上他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断された場合



⑤

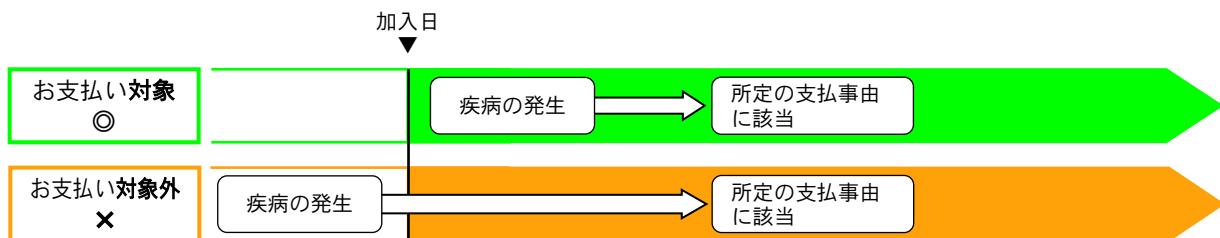
請求時

保険金が支払われない場合について

次のような場合には、**保険金が支払われないことがあります。**

(**保険金を中途で増額された場合は、増額部分にも適用されます。**)

- 生まれて初めてのがん〔悪性新生物〕でない場合
- 上皮内がん・皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん・加入日から90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕等、所定のがん〔悪性新生物〕に該当しない場合
- 所定の急性心筋梗塞および脳卒中に該当しない場合
- 急性心筋梗塞・脳卒中による3大疾病保険金のお支払いは、所定の支払事由の原因となる疾病が加入日以後に生じた場合に限ります。原因となる疾病が加入日より前に生じていた場合は、お支払いの対象となりません。



- 契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、保険契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除となった場合
- 契約者または加入者による詐欺の行為を原因として、保険契約の全部またはその加入者の部分が取消しとなった場合、または、契約者または加入者に保険金を不法に取得する目的があって、保険契約の全部またはその加入者の部分が無効となった場合
※これらの場合、すでにお払い込みいただいた保険料は返金されません。
- 契約者または加入者が、保険金を詐取する目的で事故を起こしたときや、暴力団関係者・他の反社会的勢力に該当すると認められるときなど、重大事由に該当し、保険契約の全部またはその加入者の部分が解除となった場合
- 保険料の払込みがなく、保険契約が失効した場合

その他事例

P 12～P 13 保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

⑥ 請求時

保険金・給付金をもれなく請求していただくために

- 加入者からの請求に応じて、保険金が支払われますので、保険金の支払事由が生じた場合だけでなく、支払われる可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、当会担当者または下記フリーダイヤルにお問い合わせください。
- 保険金の円滑な請求のためにも、事前に代理請求人となりうるご家族の方等にご契約内容についてのご説明をお願いします。
- 保険金の支払事由が生じた場合、他の保険契約のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金の支払事由にも該当することがありますので、ご確認ください。

⑦

諸制度

法令等の改正に伴う変更について

公的医療保険制度の改正が行われた場合には、支払事由が変更されることがあります。

* 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

健康保険法・国民健康保険法・国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法・私立学校教職員共済法・船員保険法・高齢者の医療の確保に関する法律

⑧

諸制度

生命保険会社が経営破綻した場合などの取扱いについて

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、加入にあたって約束された**保険金額などが削減されることがあります。**
- 引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります、この場合にも保険金額などが削減されることがあります。詳細については、「生命保険契約者保護機構」にお問い合わせください。

<生命保険契約者保護機構>

- 電話番号：03-3286-2820
- 受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
- ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

⑨

諸制度

生命保険協会の「生命保険相談所」について

- この商品に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人 生命保険協会です。
- 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしています。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っています。

⑩

諸制度

契約に関する相談・照会・苦情窓口について

この制度の手続きや加入に関する相談・照会・苦情につきましては、下記にお問い合わせください。

スミセイフリーダイヤル（団体保険契約室）

 0120-307282

【受付時間】

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
(祝日・12月31日～1月3日を除く)

お問合わせの際には下記証券番号・契約者名をお伝えください。

- 証券番号：564000520
- 契約者名：日本税協連福祉会

支払に関する補足説明

P 4 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」に記載の「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」、P 6 契約概要「⑥保険金の受取人、保険金の請求など」に記載の「代理請求人」について、以下のとおり補足説明します。

●対象となるがん〔悪性新生物〕、急性心筋梗塞、脳卒中

がん〔悪性新生物〕	生まれて初めて所定のがん〔悪性新生物〕になったと医師によって診断確定されたとき。ただし、次の3点は該当しません。 ×上皮内新生物（病変が上皮内に限定しているもの） 例：子宮頸部の上皮内がん・中等度異形成・高度異形成、食道上皮内がん、非浸潤性乳管がん ×悪性黒色腫以外の皮膚がん 例：有棘細胞がん・ボーエン病・基底細胞がん、外耳道がん ×加入日から90日以内に診断確定されたがん〔悪性新生物〕
急性心筋梗塞	所定の急性心筋梗塞（※1）により、次のいずれかに該当されたとき ①急性心筋梗塞の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（冠動脈形成術、冠動脈ステント留置術 等）を受けられたとき ②初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（※2）が継続したと医師によって診断されたとき (※1) 虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞・再発性心筋梗塞とします。（狭心症等を除きます。） (※2) 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
脳卒中	所定の脳卒中（※3）により、次のいずれかに該当されたとき ①脳卒中の治療を直接の目的とした公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に定められた手術（頭蓋内血腫除去術 等）を受けられたとき ②初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、まひ等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき (※3) くも膜下出血・小脳出血・脳溢血・脳動脈瘤破裂・脳出血・脳室出血・脳血管破裂・脳動脈狭窄・脳血栓・脳塞栓・脳梗塞・小脳梗塞など

●手術

対象となる手術は下記をすべて満たすものをいいます。

- 急性心筋梗塞または脳卒中の治療を直接の目的とした手術であること
 - 公的医療保険制度において保険給付の対象となる、医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として定められている手術であること
 - 「医療法」に定める日本国内にある病院または診療所およびこれらと同等とみなされる日本国外にある医療施設において受けた手術であること
- ※将来、公的医療保険制度の改正が行われたときは、保険金の支払事由を変更することがあります。

●代理請求人

○代理請求人は請求時において次に該当する方です。原則最も先順位の方が請求することができます。なお、同順位の方が2名以上いるときは、いずれか1名が請求してください。

1. 加入者の戸籍上の配偶者
2. 加入者の子（子がないときは、その直系卑属とします）
3. 加入者の父母
4. 加入者の祖父母
5. 加入者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がないときは甥姪とします）
6. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている加入者の3親等内の親族
7. 加入者と同居し、または加入者と生計を一にしている前号（6号）に掲げる以外の者
8. 加入者の療養看護に努め、または加入者の財産管理を行っている者
9. その他前2号（7、8号）に掲げる者と同等の特別な事情がある者

○先順位の方がいない場合または保険金を請求できない事情がある場合等は、次順位の方が請求できます。

○代理請求人からの請求に基づいて保険金が支払われた場合、改めて加入者にその旨の連絡は行われません。したがって、保険金が支払われたことについて代理請求人と当会しか了知しない状況で、以後の保障が終了することができます。

○保険金が支払われた後で、加入者から保障内容等について当会および引受保険会社に照会があったときは、保険金が支払われている旨を回答せざるを得ない場合があります。

「がん〔悪性新生物〕」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「手術」「代理請求人」についての詳細は、次ページに記載の住友生命ホームページ『保険金等支払関係の主な約款規定（抜粋）』にも掲載していますので、ご参照ください。

保険金・給付金のご請求もれはございませんか？

この商品以外にも保険金・給付金をお受け取りいただける可能性がございます。
ご請求に際してはご請求もれのないよう、保障内容を十分にご確認ください！

加入者本人が請求できなくても 保険金をお受け取りいただける場合があります！

傷害または疾病によりご請求の意思表示ができない、疾病名の告知を受けていない等により保険金をご請求できないときは、代理請求人が加入者の代理人として保険金をご請求できる場合があります。保障内容をご家族の方等にお伝えください！



保障内容をご家族の方等にお伝えください！

詳細

P 4 契約概要「④支払われる保険金（保障の内容）」

詳細は下記の住友生命ホームページ『団体保険における死亡保険金・入院給付金などの手続きとお支払いガイドブック』に掲載していますので、ご参照ください。

※お支払に関するお問合せは、P 9 注意喚起情報「⑩契約に関する相談・照会・苦情窓口について」に記載のフリーダイヤルにお問い合わせください。

住友生命ホームページ



<http://www.sumitomolife.co.jp/corporative/service/step.html>



保険金が支払われる場合または支払われない場合の具体的な事例

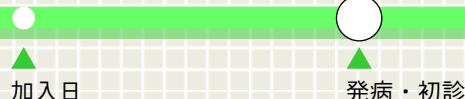
事例 1

加入日（脳卒中・急性心筋梗塞の場合）

脳卒中と急性心筋梗塞を原因とする3大疾病保険金は、それらの原因となる病気の発病日が、加入日以後の場合に支払われます。

支
払
わ
れ
る
場
合

加入日以後に脳卒中の原因となる病気を発病した場合



加入日以後に脳卒中の原因となる病気を発病し、かつ、脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合、支払われます。

支
払
わ
れ
な
い
場
合

加入日より前に脳卒中の原因となる病気を発病した場合



脳卒中の治療を直接の目的とした手術を受けられた場合または初診日から起算して60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続していた場合でも、加入日より前に脳卒中の原因となる病気を発病しているため、支払われません。

解説

脳卒中・急性心筋梗塞については、加入日（保障開始日）より前に発生した疾患を原因とする場合には、支払われません。

事例 2

加入日から90日以内のがん〔悪性新生物〕

がん〔悪性新生物〕を原因とする3大疾病保険金は、加入日から90日経過後に、がん〔悪性新生物〕と診断確定された場合に支払われます。

支
払
わ
れ
る
場
合

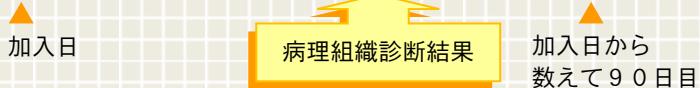
加入日から90日経過後に病理組織診断によりがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から90日経過後にがん〔悪性新生物〕と診断確定されているため、支払われます。

支
払
わ
れ
な
い
場
合

加入日から90日以内に病理組織診断によりがん〔悪性新生物〕と診断確定された場合



加入日から90日以内に診断確定されているため、支払われません。

解説

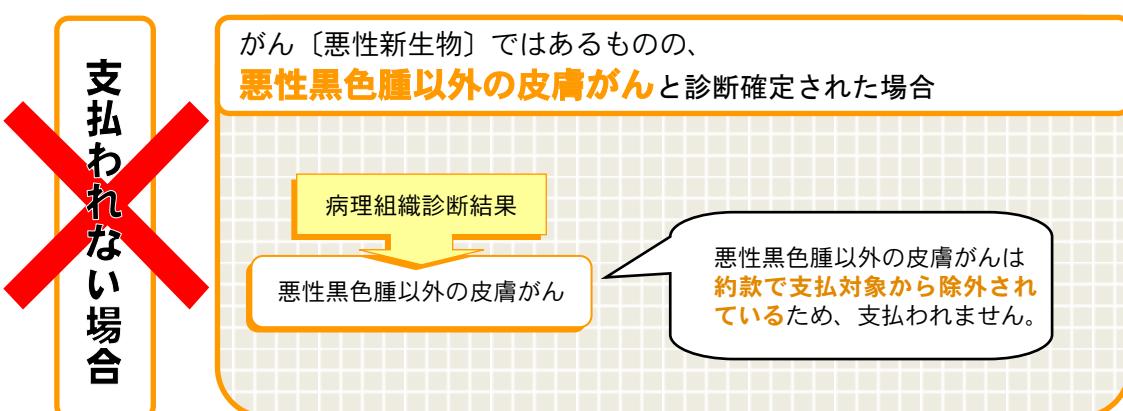
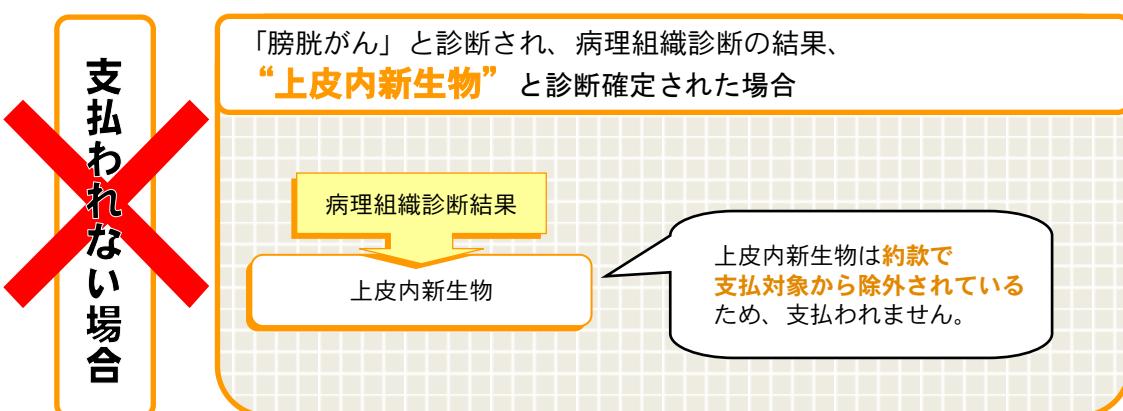
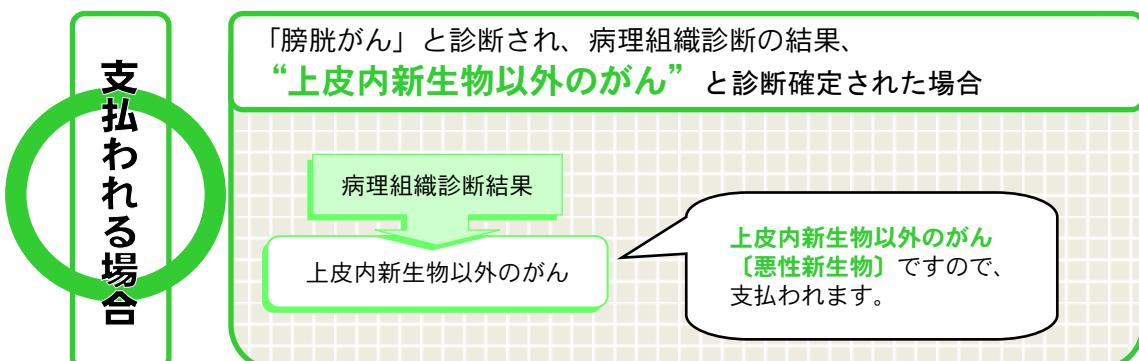
生まれて初めて、がん〔悪性新生物〕と医師により診断確定された場合に、3大疾病保険金が支払われます。

ただし、加入日（保障開始日）から90日以内に診断確定された場合は支払われません。

事例
3

給付対象となるがん【悪性新生物】

3大疾病保険金は、がん【悪性新生物】、急性心筋梗塞、脳卒中と医師に診断され、約款所定の状態に該当する場合に支払われます。以下では、がん【悪性新生物】について説明します。



解説

- がん【悪性新生物】と医師により診断確定され、約款所定の要件に該当した場合には、3大疾病保険金が支払われます。
- なお、次のがんは支払われません。
 - ・上皮内新生物および皮膚がん（ただし、皮膚の悪性黒色腫は除きます）
 - ・生まれて初めて診断確定されたがん【悪性新生物】でないもの
 - ・加入日（保障開始日）から90日以内に診断確定されたもの

ご留意いただきたいケース

● 「症状が軽快して退院されている場合」でも、その後の症状の経過によっては、支払対象となる場合があります。

【ケース1 急性心筋梗塞】

仕事中に突然胸痛が発生、病院にて「急性心筋梗塞」の診断を受けましたが、手術施行もなく、その後リハビリを経て軽快退院しました。
しかしながら、その後も自宅療養状態が継続し、初診日から60日経過時点でも、「仕事は控えるように」と主治医から指示を受けました。



○支払対象となります。

急性心筋梗塞を発症後、軽快退院したものの、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、「労働の制限を必要とする状態」が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

● 「発症時にはお支払要件に該当しなかった場合」でも、傷病の再発等により、支払対象となる場合があります。

【ケース2 脳卒中】

頭痛を発症し、病院にて受診したところ「未破裂の脳動脈瘤」があると診断され、入院・手術を経て退院しました。
しかしながら、その2年後に脳動脈瘤が破裂したため入院し、発症から60日経過時点でも、「右半身^{まひ}麻痺が認められる」と医師に診断されました。



○支払対象となります。

「未破裂脳動脈瘤」についてはお支払対象となる疾病ではないため、お支払対象とはなりませんが、その後の「脳動脈瘤の破裂（=脳出血）」は約款所定の脳卒中に該当し、初診日から60日以上、「まひ」（他覚的な神経学的後遺症）が継続したと医師によって診断されたため、支払対象となります。

【ケース3 がん（悪性新生物）】

不正出血により、病院にて受診したところ、「子宮頸がん：上皮内新生物」との診断を受け、13日間の入院・手術を経て退院しました。
しかしながら、その2年後に病院で「卵巣がん」と診断され入院し、手術を受けました。

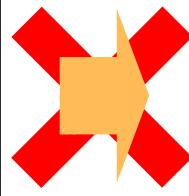


○支払対象となります。

子宮頸がんについては、お支払対象外と定めている事項の一つである「上皮内新生物」に該当するため、お支払対象とはなりませんが、その後の「卵巣がん」については、支払対象となります。

【ケース4 がん（悪性新生物）】

胸にしこりがあることに気付き、病院にて受診したところ乳がんと診断されました。更に精密な検査（病理組織診断）を実施した結果、非浸潤性^{しんじゅんせい}の乳管がん（=がん細胞が乳管の中だけにとどまっている状態）であることが判明しました。



×支払対象とはなりません。

非浸潤性の乳管がんは、お支払対象外と定めている事項の一つである「上皮内新生物」に相当するため、支払対象なりません。

- ・上記内容は、代表的なケースとして記載したものです。最終的な支払可否につきましては、約款に基づき決定されます。
- ・保険金の支払事由の詳細は約款に定められており、約款所定の条件を満たすことが必要です。